

## 平成26年第3回見附市教育委員会定例会会議録

○招集日時 平成26年5月27日(火) 15時00分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○会議に付した議件

議第27号 専決処分について(見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について) 4. 1付

議第28号 専決処分について(見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について) 5. 1付

議第29号 専決処分について(見附市社会教育・スポーツ振興審議会委員の委嘱について)

議第30号 専決処分について(見附市青少年指導員の委嘱について)

議第31号 専決処分について(見附市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について)

議第32号 専決処分について(見附市教育センター運営委員会委員の委嘱について)

議第33号 専決処分について(見附市就学支援委員会の委員及び相談員の委嘱について)

議第34号 専決処分について(見附市立学校学校運営協議会委員会の委嘱について)

議第35号 専決処分について(見附市病後児保育室設置条例施行規則の制定について)

議第36号 専決処分について(見附市子育て臨時特例給付金支給事業実施要綱

の制定について)

議第37号 平成26年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原  
案について

○出席委員（5名）

委員 長	小林 弘武 君
委員	南雲 京子 君
委員	武田 一夫 君
委員	小倉美砂子 君
委員・教育長	神林 晃正 君

○事務局出席者

教育部長	星野 隆 君
学校教育課長	松井 謙太 君
こども課長	土田 浩司 君
まちづくり課長	森澤 亜土 君
教育総務課長補佐	早川 洋介 君
学校教育課長補佐	神林 俊之 君
こども課長補佐	岡田 恵子 君
教育総務課主事	大塚 裕美 君

15時00分開会

委員 長

只今より、平成26年第3回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。現在の出席委員は5名全員であり

ます。

委員 長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第27条の規定により南雲委員を指名します。

委員 長

日程第2 報告事項 報告1. 伊達市移動教室について、学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

一昨年度より伊達市が見附市で移動教室を実施することになり、2年間で12校243名の児童を受け入れました。本年度は上北谷小、新潟小、今町小に伊達市の3校79名の児童を受け入れます。第一陣は5月27日に伊達から新潟に移動する富成小学校5・6年生17名であります。28、29日と上北谷小にて交流活動を行います。伊達市児童にのびのびと屋外で活動してもらうとともに両市の児童の交流を一層進めたいと考えます。

委員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員 長

ないようですので、以上で報告事項を終了したいと思います。

委員 長

日程第3 議第27号 専決処分について（見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について）4. 1付、議第28号 専決処分について（見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について）5. 1付について、を議題といたします。教育部長より説明願います。

教 育 部 長

議第27号 専決処分4. 1付については、現行委員の任期が平成26年4月30日までであるところ、4月1日付けで異動・交代のあった新学校長や新PTA代表者などに委嘱するものです。

議第28号 専決処分5. 1付については、見附市学校給食センター運営委員会委員全員を、任期満了に伴い、5月1日付で委嘱するものです。

委 員 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

委 員 長

任期が4月末日までとなっているのはなぜですか。

教 育 部 長

4月を前年度事業の監査期間とするためです。

委 員 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委 員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本2案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委 員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本2案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

委 員 長

次に、議第29号 専決処分について（見附市社会教育・スポーツ振興審議会

委員の委嘱について)、を議題といたします。まちづくり課長より説明願います。

まちづくり課長

議第29号専決処分について、慣例としてお願いしてきた「見附市PTA連合会」「見附市育成会連合会」の代表者等の交替に伴い委嘱替えをするものであります。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

委員長

次に 議第30号 専決処分について(見附市青少年指導員の委嘱について)から、議第34号 専決処分について(見附市立学校学校運営協議会委員の委嘱について)を議題とします。学校教育課長に説明を求めます。

学校教育長

議第30号専決処分について、見附市青少年指導員に、名簿のとおり7名に委嘱したいので、承認願います。任期は平成27年3月31日までとなります。

議第31号専決処分について、見附市青少年育成センター運営委員会委員に、名簿のとおり、3名に委嘱したいので、承認願います。任期は平成27年3月3

1日までとなります。

議第32号専決処分について、見附市教育センター運営委員会委員に、名簿のとおり、5名に委嘱したいので、承認願います。任期は平成28年3月31日までとなります。

議第33号専決処分について、見附市就学支援員会の委員及び相談員に、名簿のとおり、委員18名、相談員15名、事務局2名を委嘱したいので、承認願います。任期は平成27年3月31日までの1年となります。

議第34号専決処分について、見附市立学校学校運営協議会委員に、名簿のとおり、154名を委嘱したいので、承認願います。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。本5案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。したがって、本5案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

委員長

次に、議第35号 専決処分について（見附市病後児保育室設置条例施行規則の制定について）、議第36号 専決処分について（見附市子育て臨時特例給付金支給事業実施要綱の制定について）を議題とします。こども課長に説明を求めます。

## こども課長

議第35号 見附市病後児保育室設置条例施行規則の制定について専決いたしましたので、承認をお願いします。規則制定の理由ですが、先に御承認いただいた「病後児保育室設置条例」に基づく病後児保育室の実施にあたり、必要となる規定を定めるため、本規則を制定するものであります。なお、5月1日のオープン前に規則を制定しておく必要があることから、専決させていただいたものであります。内容について主なものをご説明いたします。第2条で対象児童を規定しており、第3条で定員を6名と定めております。第4条で開設日時を、月曜日から金曜日の午前8時から午後6時までとし、第5条から第7条で利用手続き、第8条及び第9条で病後児保育室の利用者負担金について規定しております。附則におきまして、施行期日を公布の日からとするものであり、以降、申込書等の様式となっております。なお、5月27日現在の事前登録者数は88人で、開設からの延べ利用児童数は15人となっております。

議題36号 見附市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱の制定について専決いたしましたので、承認をお願いするものでございます。要綱制定の理由ですが、今年4月の消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として子育て世帯臨時特例給付金を支給するために本要綱を制定するものであります。なお、非課税世帯等の低所得者が対象となる「臨時福祉給付金」は別に健康福祉課で対応することとなっております。内容について簡単にご説明いたします。今回の子育て世帯臨時特例給付金の基準日は平成26年1月1日であり、支給対象者は平成26年1月分の児童手当を受給している保護者であり、かつ、その保護者の昨年の所得が児童手当の所得制限額内で、今年6月以降の児童手当を受給できる保護者が支給対象となります。給付額は、対象児童一人につき1万円となっ

ており、その費用は全額国庫負担となっております。附則におきまして、施行期日を公布の日からとし、平成26年4月1日から適用とするものであります。また、別記に支給対象者、対象児童、支給の申請の具体的な内容を規定しています。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。本2案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。したがって、本2案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

委員長

次に、議第37号 平成26年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案についてを一括して議題とします。関係課長に説明を求めます。

教育部長

議第37号について、学校給食センターの基本計画を決めるための委員会費用として、34万7千円を報酬として予算計上しておりましたが、委員報酬として謝金を支払うため、予算の組み替えをいたします。

学校教育課長

「コミュニティ・スクールの推進への取り組み事業費」として107万1千円の補正であります。文部科学省から委託を受け実施するものです。内容としては、学校運営協議会を活かし、コミュニティ・スクールのマネジメント力向上に関する



## こども課長

「児童福祉総務一般経費」の補正予算については、374万9千円の増額であります。増額となった理由ですが、危機的な少子化問題に対応するため、国においても結婚・妊娠・出産・育児の一貫した「切れ目のない支援で先駆的な事業」を実施する市町村を支援するため「地域少子化対策強化事業」を今年度実施することとなりました。見附市におきましても、子育て世代、特にこれから妊娠・出産される方々への支援を充実するため、交付金の申請を行っていたところ、事業の実施について内示がありましたので今回その経費を補正予算として計上するものです。実施する内容としましては、結婚・妊娠・出産・育児をしやすい地域づくりに向けた環境整備として、「子育て情報を一元化した子育て支援サイトの構築と運営」と「地域で孤立しやすい若い子育て世代を支援する人材を育成する子育てマイスターの養成と活躍の場の提供」の2つであります。なお、経費につきましては、全額国の負担となっております。

「児童措置事業費」の補正予算については、200万円の増額であります。増額となった理由でございますが、平成28年1月から個人番号カードの交付が始まります「社会保障・税番号制度」に伴うシステム改修が保育園の保育料システムにも必要となることからその改修経費を計上したものであります。

「児童手当交付事業一般経費」の補正予算については、200万円の増額であります。増額となった理由でございますが、児童措置費の保育料システムと同じく「社会保障・税番号制度」に伴うシステム改修が児童手当システムにも必要となることからその改修経費を計上したものであります。

「私立幼稚園就園奨励費」の補正予算については、1,250万円の増額であります。増額となった理由でございますが、幼児教育に係る保護者の負担を軽減するため、平成26年度から国の幼稚園就園奨励費の補助限度額が改正されました。幼

稚園に就園する第2子及び第3子以降の子がいる世帯に対する所得制限が撤廃されることになり、それに伴う増額分を補正するものであります。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

委員長

以上で本日提出されました議題の審議は全て終了しました。

これにて平成26年第3回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

15時30分閉会

以上、会議の概要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、委員長及び会議録署名委員ここに署名する。

委員長

小林 弘武

会議録署名委員

南雲 京子